

平成10年度建設省所管補助事業会計実地検査に関する公文書についての非開示決定に係る異議申立てに対する決定

栃木県情報公開審査会

第1 審査会の結論

実施機関が、「平成10年度建設省所管補助事業会計実地検査実施状況報告書」及び「復命書」以外には公文書は存在しないという理由で非開示決定をしたことは不当であるとはいえない。

第2 異議申立てに係る経過

異議申立人は、平成12年2月4日付けで「株式会社の開発行為に係る住宅宅地関連公共施設整備促進事業（以下「本件事業」という。）の会計検査の経過（緯）と結果について的一切の文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行い、これに対し実施機関は、「平成10年度建設省所管補助事業会計実地検査実施状況報告書」及び「復命書」（以下「本件公文書」という。）を対象公文書として特定した上で、栃木県公文書の開示に関する条例（昭和61年条例第1号。以下「旧条例」という。）第9条第3項に基づいて非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。これを不服として、異議申立人は平成12年4月4日付けで、本件処分の取消し及び本件公文書の開示を求める異議申立てを行った。

この間、平成12年4月1日から旧条例が全面改正された栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「新条例」という。）が施行され、本件処分の非開示理由となった旧条例第6条第3号（国等からの協議等に関する情報）の規定が削除された。そこで、実施機関は、異議申立人から平成12年4月17日付けで新たになされた同一内容の公文書開示請求に対し、平成12年4月20日付けをもって、本件公文書について個人に関する情報を非開示とした部分開示決定処分を行った。

しかし、異議申立人は、本件公文書以外にも本件請求に係る文書が存在するはずであると主張して異議申立ての取下げを保留し、最終的に取下げの意思がないことが確認された。

したがって、本件においては、本件公文書が新条例第7条各号の非開示理由に該当するか否かではなく、本件公文書以外に本件請求に係る公文書が存在するか否かについて審議することとした。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立人が行った本件請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件

公文書以外の本件請求に係る文書の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、非開示理由説明書に対する意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由を要約すると、概ね次のとおりである。

開示を求めたのは、本件事業の会計実地検査の経過と結果についての一切の文書である。

本件公文書には、会計検査院の調査官（以下「本件調査官」という。）の指摘事項として、以下のことが記載されている。すなわち、喜連川町（以下「町」という。）が開発事業主体から寄付金を収受しているが、平成3年4月11日付け建設省住市発第31号、建設省経宅発第109号（以下「本件通達」という。）の趣旨に照らし、本件事業の事業費財源として補助対象事業費から控除することが妥当ではないか、持ち帰り本省の見解を聴取し検討した上で対処したいということであるが、このことについて会計検査院はどのような検討をして、どのような対処をしたのかが知りたい。

実施機関の担当者は、会計実地検査の結果は国会報告のとおりであり、会計検査院が建設省とのやりとりを経てどのような判断をしてどのように対処したのかについては、実施機関は一切関知せず、結果についても関知しないといっている。また、このことについて建設省に問い合わせたところ、実施機関に聴いてほしいとのことであった。

これらは、本件公文書に本件調査官の指摘事項が記載されているにもかかわらず、虚偽の返答をしているものである。検査の結果について会計検査院から本当に何も連絡等がなかったとすれば、本件調査官の指摘事項は法的根拠がないのか。それとも、もし、本件通達を遵守しなくてもよいという規定があるのであれば、それを示してほしい。

また、本件公文書のうち復命書については、実施機関の担当者が建設省に出張したことに関するものであり、求めているものではない。会計検査院の指摘事項について実施機関は建設省に対しどのような復命をしたのかを知りたいのである。

町には情報公開条例がなく、町が保管する書類等については一切見せてもらえなかった。したがって、何が本当の真実なのか知りたい。

なお、会計検査院、建設省及び町の職員の氏名に係る部分についての開示は必要ない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の非開示理由説明書及び口頭による説明で主張している非開示理由を要約すると、概ね次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、平成11年2月に実施された建設省所管補助事業の会計実地検査において実施機関が作成した文書のうち、本件事業に関し会計実地検査最終日に行われた調査官との打合せ内容を建設省に対して報告するための文書（以下「本件報告書」という。）及び建設省に報告のため出張した際の復命書である。

2 非開示理由

異議申立人は、本件公文書だけでは、会計実地検査の際に指摘された事項について、会計検査院がその後どのような検討を行い、どのように対処したのかが明らかではないとして、本件公文書以外の文書の開示を求めているが、このことについては、以下のとおりである。

通常、会計実地検査における検査の実施結果については、検査最終日に受検者に伝えられるが、その内容については、既に開示した本件報告書に指摘事項として記載されている。ただし、当該指摘事項は、会計検査院としての最終的な結論ではなく、あくまでも検査を行った各調査官の講評的性質を有するものである。これは、会計検査院及び受検者の意思を確認するためのものであり、双方が共通認識を持つことにより、受検者が会計検査院から後日追加資料を求められた場合に、検査を受けた担当者から実施機関の上層部に正しく検査の内容が伝わらず受検者側が混乱することを防ぐためのものである。

会計実地検査の結果については、会計検査院に持ち帰られた後、必要に応じ関係機関に追加資料及び意見を求めながら分析や検討が進められ、法令等に違反し又は不当と認められた事項等については、最終的には不当事項等としてまとめられる。そして、毎年11月末から12月に内閣に送付された後、収入支出の決算とともに、内閣から国会に提出されることになる。なお、不当事項等とならなかった場合は、受検者にその旨が通知されることはない。

本件事業については、平成11年11月29日に内閣に送付された検査報告に取り上げられておらず、また、会計検査院から追加資料等の提出を求められることもなかった。したがって、異議申立人が開示を求めているような会計検査院における検討の経過等について、実施機関は知りうる立場にない。

また、会計実地検査において問題等が発生すれば、それに対応するために資料等を準備することが一般的である。しかし、本件においては、本件調査官の指摘に対し、町が開発事業主体から収受した寄付金については減債基金に積み立てており、本件通達に基づいて包括的寄付金として処理をしたので、町の補助金申請の手続は本件通達に違反するものではないと説明したところ、本件調査官は本件通達の解釈について建設省に対し見解を聴取するということであった。したがって、実施機関としては本件通達の解釈の話をする立場にはなく、実施機関において対応できる問題ではなかったため、資料等を準備しておかなかった。

以上により、本件公文書以外に本件請求に係る文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例改正による取扱い

本県では、旧条例は新条例に改正され、平成12年4月1日から施行されている。

旧条例の規定によりなされた公文書開示請求、公文書の開示決定等の処分、不服申立て、諮問等については、新条例附則第2項から第4項までの経過措置の規定により、新条例の相当規定による公文書開示請求、公文書の開示決定等の処分、不服申立て、

諮問等とみなされる。したがって、本件においては、旧条例第9条第3項は新条例第11条第2項によりなされた処分とみなされるものである。

2 判断にあたっての基本的な考え方

新条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするとともに、県民の県政への参加を促進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしつつも、原則公開の基本理念のもとに県民の公文書の開示を求める権利が不当に侵害されることのないよう新条例を解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件処分について調査審議し、以下判断するものである。

3 具体的な判断

実施機関は、本件公文書以外には本件請求に係る文書が存在しないと主張する。そこで、当該主張が正当なものかどうか、以下検討する。

一般的には、実施機関は市町村からの補助金交付申請の際に、まず、住宅宅地関連公共施設整備促進事業において市町村が開発事業主体から寄付金を収受していたか否かを確認し、収受していた場合、寄付金の性格について、本件通達に基づき本件事業の補助対象事業費から控除すべき特定財源的なものであるか否かを確認した上で、必要に応じて記録を残しておくものと考えられる。また、会計実地検査において問題が生じた場合、後日会計検査院の照会に対して回答するため、資料等を準備しておくことが考えられる。

しかしながら、本件において実施機関は、町から提出された書類及び町への確認の過程で、本件通達に基づき本件事業の補助対象事業費から控除すべき寄付金を町は収受していないものと判断し、記録等も作成しなかったと主張する。

もとより、上記のような記録等は、必ずしも法令等の規定に基づき作成又は取得することが義務付けられているものではない。したがって、このような文書を作成又は取得していないと主張する実施機関に対し、作成又は取得しているはずであるから開示せよということとはできない。

さらに、当審査会は二度にわたり実施機関に対し意見聴取を行ったが、会計実地検査に関係した実施機関の職員の説明によれば、本件報告書に記載されている指摘事項は、あくまでも会計実地検査における本件調査官の講評的性質を有するものにすぎず、会計検査院の最終的な結論ではないということである。これに加え、本件事業が平成11年11月29日に内閣に送付された検査報告に不当事項として取り上げられなかったことを考慮すると、会計検査院から実施機関に対し連絡等がなされたはずであるとまでは判断することはできず、結局、実施機関が本件公文書以外にも本件請求に係る文書を作成又は取得しているという心証を形成することはできなかった。

以上により、本件公文書以外にも本件請求に係る文書が存在するという確証を見いだすことはできず、実施機関の主張は不当であるとはいえない。

4 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付帯意見

当審査会は、本件が開示請求に係る公文書が存在するか否かについて判断する初めての事案であるため、その心証を形成する必要上、本件における実施機関の対応についても可能な限り調査を行い、議論をした。そこで、それを踏まえて次のとおり意見を付する。

実施機関は、町が開発事業主体から収受した寄付金の性格について、町が減債基金に積み立てたものであるから、本件通達に基づき本件事業の補助対象事業費から控除すべき特定財源的なものではなく、控除する必要のない一般財政援助的なものであると判断したと主張する。したがって、町が当該寄付金を補助対象事業費から控除しなかったことは本件通達に違反するものではないと判断できるので、それ以上町に対し確認することをせず、公文書を作成又は取得しなかったと主張する。

しかしながら、当該寄付金については、一般財政援助的なものか特定財源的なものか、その性格が必ずしも明確ではない。したがって実施機関は、本件通達に照らし、町からの補助金交付申請時に、町が開発事業主体から寄付金を収受していたか否かを確認し、収受していた場合、その性格について、補助対象事業費から控除すべき特定財源的なものであるか否かを慎重に調査した上で、記録を残しておくべきであったと考えられる。

また、会計実地検査において、当該寄付金に関して、本件調査官は実際に一度は疑義を持ったのであるから、それに対して回答することができるようにするためにも、実施機関は町に対して当該寄付金の性格等について改めて確認、調査し、記録を残しておくべきであったと考えられる。

それにもかかわらず、積極的に当該寄付金の性格等について町に確認することなく、文書を作成又は取得しておかなかったことは、本件における実施機関の対応としては不十分な点があったといわざるを得ない。

したがって、今後は、同じような事案が生じた場合、実施機関は県民に対する説明責任を全うするため、必要な文書を取得し、その記録を作成し、保存しておくことを要望するものである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

年月日	処 理 内 容
平成12年 8月 9日	・ 諮問
平成12年 8月29日	・ 実施機関から非開示理由説明書を受理
平成12年 9月13日	・ 異議申立人から非開示理由説明書に対する意見書を受理
平成12年 9月27日	・ 実施機関から説明書を受理
平成12年 9月28日 (第128回審査会)	・ 審議(経過等説明)
平成12年10月25日 (第129回審査会)	・ 審議
平成12年11月15日 (第130回審査会)	・ 異議申立人による口頭意見陳述 ・ 実施機関の職員からの意見聴取 ・ 審議
平成12年12月14日 (第131回審査会)	・ 審議
平成13年 1月18日 (第132回審査会)	・ 実施機関の職員からの意見聴取 ・ 審議
平成13年 2月23日 (第133回審査会)	・ 審議
平成13年 3月22日 (第134回審査会)	・ 審議

栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
菅 俣 博	(社)栃木県商工会議所連合会専務理事	
田 島 二三夫	弁護士	
田 中 美 子	国際医療福祉大学教授	
戸 田 栄 輔	下野新聞社常務取締役	会長職務代理者
中 村 清	宇都宮大学教授	会長